

## 公 告

尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

尾道市土生公民館建設工事に係る基本設計及び実施設計

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から平成31年3月29日までとする。

#### (4) 業務規模

新公民館延床面積 900㎡程度

### 2 参加資格

(1) 本業務の選考に参加することができる者は、次のアからクまでのいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表者とする設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ア 尾道市建設工事等競争入札参加者資格のうち、平成29・30年度の測量及び建設コンサルタント等業務において「建築関係建設コンサルタント」業務分野中「建築一般」又は「意匠」の業務部門を申請し、同業務分野の認定を受けていること。ただし、この公告において認定されていない者であっても、次のからまでの書類を参加表明書等とともに提出することにより、この要件を満たしているものとして取り扱う。

業務実績調書（様式第12号）	共同企業体の代表者以外の構成員のみ提出 直前1年間の主な実績について10件以内で作成すること。
尾道市税完納証明書（原本）	尾道市に納税義務がある場合のみ提出 市内に本店・支店等がある法人：尾道市税完納証明書（本社名義） 個人：個人代表者の完納証明書
消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	管轄の税務署で発行される「その3（未納の税額がないこと用）」（「その3の2」「その3の3」も可）の証明書
登記事項証明書（商業登記簿）	法人の場合のみ提出

	謄本(写し可))	
	身分証明書の写し	個人の場合のみ提出 本籍地の市区町村長が証明したもの
	財務諸表	法人：貸借対照表、損益計算書 個人：青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表) または収支内訳書
	誓約書(様式第11号)	代表者の印を押印すること。

イ 当該事務所において、国又は地方公共団体が発注した延床面積500㎡以上の施設の建設に関する基本設計及び実施設計業務(新築設計業務に限る。)を元請で受託し、平成24年1月1日から公告日までに当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

ウ この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。

オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

カ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。

ク この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成21年9月1日施行)別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

(2) 共同企業体の代表者以外の構成員は、(1)のアからクまで(イを除く。)のいずれにも該当する単体企業とし、共同企業体の代表者は、中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率は構成員中最大とする。

(3) 共同企業体として参加する場合は、設計共同企業体の設置に関する協定書(様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする。)を参加表明書の提出時に添付するものとする。

(4) いずれの構成員も、本件において単体企業並びに他の共同企業体の構成員及び協力事務所となることはできない。

### 3 選考スケジュール

	内 容	日 時
	実施要領等の配布、参考資料の配布	平成30年1月19日(金)から

一次選考	参加表明書等提出	参加表明書等に関する質問書の受付期限	平成30年1月29日(月) 午後5時まで
		質問書に対する回答	平成30年2月1日(木) 午後5時までに随時回答
		参加表明書等の受付期限	平成30年2月9日(金) 午後5時まで
		一次選考(書類審査)	平成30年2月中旬(予定)
		技術提案書提出要請書・非選定通知書の発送	平成30年2月22日(木)(予定)
二次選考	技術提案書等提出	技術提案書等に関する質問書の受付期限	平成30年3月2日(金)
		質問書に対する回答	平成30年3月6日(火) 午後5時までに随時回答
		技術提案書等の受付期限	平成30年3月14日(水) 午後5時まで
		二次選考(プレゼンテーション・ヒアリング)	平成30年3月中旬(予定)
		特定・非特定通知書の発送	平成30年3月中旬(予定)

応募者多数のときは、一次選考により書類審査で5者程度を選考し、二次選考のプレゼンテーション及びヒアリング対象者とする。

#### 4 選考手続等

##### (1) 審査主体及び選考方法

ア 選考は、尾道市土生公民館建設設計者選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

イ 本公告第3項のスケジュールに基づき、一次選考は書類審査、二次選考は公開によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査及び選考を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

ウ 委員会の構成は、二次選考当日まで公表しない。

##### (2) 事務局

尾道市教育委員会教育総務部生涯学習課中央公民館

〒722-8510 広島県尾道市向島町 5531 番地 1

TEL 0848-38-1243 (直通) FAX 0848-44-2569

E-Mail : kominkan@city.onomichi.hiroshima.jp

##### (3) プロポーザル実施要領等の配布

平成30年1月19日(金)から尾道市のホームページに掲載して配布

(URL : [http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/normal\\_top.html](http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/normal_top.html))

##### (4) 提出書類の受付期間並びに提出場所及び方法

## ア 受付期間

(ア) 参加表明書等(一次選考)の受付は平成30年1月19日(金)午前9時から平成30年2月9日(金)午後5時まで、技術提案書等(二次選考)の受付は平成30年2月22日(木)(予定)から平成30年3月14日(水)午後5時までとする。

(イ) 持参による受付は、尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

## イ 提出先 事務局

## ウ 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。)(受付期間内必着)

## 5 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者(「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
- (4) 委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

## 6 支払条件

平成30年度:前払金あり。(平成30年度の出来高予定額の30%以内とする。)  
平成29年度の支払いはありません。

## 7 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が、指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、次のいずれかに該当する場合
  - ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合
  - イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合(プレゼンテーション

及びヒアリングを含む。)

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

- (2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。
- (3) 委員会及び担当課関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

## 8 その他

- (1) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 受付期限日以降の資料の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出した書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、尾道市の了解を得なければならない。
- (5) 詳細は、尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領による。